

一体型manaca利用特約

株式会社エムアイシー

(目的)

第1条 この特約は、身分証等の発行者及び株式会社エムアイシー（以下「当社」といいます。）が、一体型manaca（以下「本カード」といいます。）を媒体として利用者に提供する、manacaに関するサービス内容及び利用条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 この特約は、当社が定めるmanaca取扱規則、manacaマイレージポイント取扱規則及びmanaca電子マネー取扱規則（以下、これらの規則を総称して「manaca取扱規則等」といいます。）に対する特約であり、manaca取扱規則等の定めと異なる条項には、この特約を優先して適用することとします。

2 本カードの利用に関し、この特約に定めのない事項については、manaca取扱規則等の定めるところによります。

3 本カードの提携先のサービスの取扱いについては、当該提携先の定めるところによります。

(用語の意義)

第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1)「身分証等」とは、学校が発行する学生証、企業が発行する社員証等の身分証明書、または各種組織もしくは団体に所属することを証明する証明書をいいます。

(2)「manacaに関する機能」とは、当社がmanaca取扱規則等に基づき提供する機能をいいます。

(3)「一体型manaca」とは、身分証等の機能とmanacaに関する機能とを一体化した媒体をいいます。

(4)「提携先」とは、身分証等が発行する学校、企業または各種組織もしくは団体等をいいます。

(5)「利用者」とは、本カードの交付を受けた方をいいます。

(6)「一体型manaca事業者」とは、本カードの発券や提携先との調整を行う事業者をいいます。
なお、一体型manaca事業者が提携先を兼ねる場合があります。

(7)「カードの乗車券面」とは、manacaのカード番号の刻印のない側をいいます。

2 この特約に定めのない用語の定義については、manaca取扱規則等の定めるところによるものとします。

(発行)

第4条 manaca取扱規則第14条の規定にかかわらず、当社は一体型manaca事業者からの依頼に基づき、一体型manaca事業者に対して本カードを発行し、一体型manaca事業者は当社から受領した本カードを、提携先を通じて利用者に交付するものとします。

2 本カードは、あらかじめSF（現金）をチャージせずに発行するものとします。

(利用方法及び制限事項)

第5条 本カードが利用者に交付された時点において、カードの乗車券面に利用者の記名が行われ、かつカードに利用者の氏名、生年月日、性別及び電話番号（以下「個人情報」といいます。）

が記録された本カードについては、manaca取扱規則に定める記名式manacaとして取扱います。

- 2 前項による記名及び記録のない本カードについては、manaca取扱規則に定める無記名式manacaとして取扱います。この場合、利用者が当該カードを差し出して記名化(カードに個人情報(記名及び記録を行うことをいいます。))を申し出た場合は、manaca取扱規則第14条第2項に規定する記名式manacaの発売の取扱いを準用して当該カードの記名化を行い、その後はmanaca取扱規則に定める記名式manacaとして取扱います。

(個人情報の取扱い)

第6条 前条により記名式manacaとして取扱う、本カードのmanacaに関する機能の個人情報については、manaca取扱規則第6条の規定に従い、当社及び株式会社名古屋交通開発機構が管理します。

(所有権)

第7条 本カードの所有権は、当社に帰属します。

- 2 manaca取扱規則第10条第3項の規定にかかわらず、本カードが不要もしくは無効となったとき、または当社もしくは提携先から本カードの返却の請求があったときは、利用者は、提携先及び一体型manaca事業者を通じて当社に本カードを返却しなければなりません。

(デポジット)

第8条 manaca取扱規則第11条の規定にかかわらず、本カードについてのデポジットは利用者からの收受は行わないものとし、利用者におけるデポジットに関するmanaca取扱規則の定めは本カードに適用されないものとし、

- 2 当社は、本カードについてのデポジットを、提携先から收受することがあります。この場合において、本カードの種別ごとのデポジットの有無、收受する場合の取扱いの詳細については、当社及び提携先が定めるものとし、

(IC定期乗車券)

第9条 本カードには、manaca交通事業者のICカード乗車券取扱規則、旅客営業規則等の定めるところにより、IC定期乗車券を付加することができます。

(改氏名による書換え)

第10条 利用者が本カードに記録された氏名を改めた場合は、manaca取扱規則第18条第2項の規定に準じて、提携先が指定する窓口(以下「提携先窓口」といいます。)に対して氏名の書換えを請求するものとし、

(紛失再発行)

第11条 manaca取扱規則第20条の規定にかかわらず、利用者が本カードの盗難または紛失等(以下「紛失」といいます。)に遭った場合は、次の各号により本カードの再発行の取扱いを行います。

- (1)再発行の対象とする本カードは、第5条の規定により記名式manacaとして取扱う本カードとします。
- (2)紛失した旨の届出先は、manaca交通事業者が定めるmanaca取扱箇所及び提携先窓口の双

方とします。ただし、提携先窓口に限る場合があります。

- (3) 紛失した本カードのmanacaに関する機能の利用停止措置の方法は、manaca取扱規則第20条第2項の規定によるものとします。
 - (4) 再発行する本カードの受取り箇所は、原則として提携先窓口とします。この際に、利用者は、再発行整理票を提携先窓口に提出するものとします。
 - (5) 再発行する本カードを受取る際の取扱いは、manaca取扱規則第20条第3項の規定に準じて提携先が定める方法によるものとします。
 - (6) 再発行する本カードにかかる紛失再発行手数料の取扱いについては、提携先が定めるところによるものとします。
- 2 第5条第2項の規定による無記名式manacaとして取扱う本カードの紛失にあつては、manacaに関する機能の再発行はできません。この場合、身分証等の再発行については、提携先が定めるところによります。

(障害再発行)

第12条 manaca取扱規則第21条の規定にかかわらず、本カードの破損等によって所定の機器で利用できない場合は、次の各号により本カードの再発行の取扱いを行います。

- (1) 本カードが利用できない旨の届出先は、manaca交通事業者が定めるmanaca取扱箇所及び提携先窓口の双方とします。ただし、提携先窓口に限る場合があります。
- (2) 本カードが利用できない旨の届出の方法は、manaca取扱規則第21条第1項の規定によるものとします。
- (3) 再発行する本カードの受取り箇所は、原則として提携先窓口とします。この際に、利用者は、再発行整理票及び障害となった本カードを提携先窓口に戻却するものとします。

(その他再発行)

第13条 提携先または一体型manaca事業者の営業時間もしくは休日等の都合、または提携先が定めるところにより、再発行処理された本カードの交付に要する期間、必要事項等は、manaca取扱規則第20条または第21条の規定によらない場合があります。

- 2 提携先の都合により、本カードにおける券面の記載内容の変更が必要となり、利用者より再発行の申し出があった場合は、当社は前条に基づき取扱いを行います。
- 3 その他、当社が別途認めた場合は、前2条の定めるところによらず、本カードの再発行を行うことがあります。

(SF(現金)残額等の払いもどし)

第14条 manaca取扱規則第25条の規定にかかわらず、利用者の事由による本カードのSF(現金)残額の払いもどしの請求をすることはできないものとします。

- 2 manaca取扱規則第25条の規定にかかわらず、当社または提携先の定めるところにより本カードが無効となった場合(卒業、退学、退職等)及び当社または提携先から本カードの返却の請求があった場合、利用者が本カードを提携先に返却するときにおいて、利用者は本カード及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値等を請求することはできないものとします。

(IC定期乗車券の払いもどし)

第15条 本カードに付加されたmanaca交通事業者の有効なIC定期乗車券が不要となった場合、当該manaca交通事業者が定めるICカード乗車券取扱規則等に従い、IC定期乗車券の払いもどしを請求することができます。

2 前項の場合であっても、本カードのSF（現金）残額の払いもどしの請求をすることはできないものとします。

（失効の際の取扱い）

第16条 本カードに有効期限の記載がある場合はその有効期限を迎えたとき、及び卒業、退学または退職等の事由により本カードの身分証等の効力を失効した場合、以降当該manacaに関する機能もご利用になることはできません。

2 利用者は、前項により本カードの身分証等の効力が失効した場合は、ただちに本カードを提携先及び一体型manaca事業者を通じて当社に返却することとします。

3 前2項による本カードの失効及び返却に際し、利用者が本カードについて次の各号の取扱いを行う場合には、当該失効前に行うことを要します。なお、利用者は、当該取扱いを行わなかった場合には、当社、manaca交通事業者、一体型manaca事業者及び提携先に対し払いもどしその他なんらの請求も行うことはできません。

（1）前条第1項の定めにより利用者が付加した有効なIC定期乗車券の払いもどし

（2）本カード及びセンターシステムに記録されている一切の金銭的価値等の利用

（3）その他、manacaに関する機能にかかわる一切の手続き

（本カードが無効となる場合）

第17条 当社は、manaca取扱規則第19条に定める場合のほか、利用者がこの特約の規定に違反した場合あるいは違反する恐れがある場合は、本カードを無効とします。その場合、当該カードを回収することがあります。なお、かかる場合の身分証等の機能の再発行その他の取扱いについては、提携先の定めるところに従って取扱われるものとし、当社はかかる手続きに関連して生じる利用者の不利益について一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、前項以外の事由により、本カードの身分証等の効力が無効となった場合、本カードを無効にします。

（免責事項）

第18条 当社は、manaca取扱規則第9条及び第24条並びにmanaca電子マネー取扱規則第8条に定める場合のほか、提携先に起因する利用者の損害または提携先のサービスにかかわる利用者の損害等については、その責めを負いません。

（特約の変更）

第19条 当社は、この特約を変更することができるものとします。

2 この特約を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変更内容を告知するものとします。当該告知後、利用者が本カードを利用したときは、当社は、利用者が当該変更内容を承認したものとみなします。

附則 この特約は、平成24年2月15日から施行します。